

愛知県福祉サービス第三者評価事業 評価結果

①第三者評価機関名

株式会社 中部評価センター

②施設・事業所情報

名称：尾張旭市立茅ヶ池保育園	種別：保育所	
代表者氏名：藤井 あゆみ	定員（利用人数）：126名（118名）	
所在地：愛知県尾張旭市城前町一丁目7番地5		
TEL： 0561-53-3989		
ホームページ：https://www.nihonhoiku.co.jp/		
【施設・事業所の概要】		
開設年月日：平成20年 4月 1日		
経営法人・設置主体（法人名等）：株式会社 日本保育サービス		
職員数	常勤職員： 13名	非常勤職員： 8名
専門職員	（園長） 1名	（栄養士） 1名
	（副園長） 1名	（調理員） 4名
	（保育士） 21名	
施設・設備の概要	（居室数） 15室	（設備等）保育室・遊戯室
		職員室・休憩室・支援センター
		トイレ・シャワー室・更衣室

③理念・基本方針

★理念

・法人

- ①安心安全を第一に
- ②お子様が一日を楽しく過ごし思い出に残る保育を
- ③利用者のニーズにあった保育サービスを
- ④職員が楽しく働けること

・保育理念

「生きる力を育む」

★基本方針

・「自ら伸びようとする力」

子どもたちが自らの成長のきっかけをつかみ、ひとつひとつの「できる喜び」を実感することで「生きる力」を獲得することを目指す。

・「後伸びする力」

個々の特性を重んじ、長期的な視点からの保育を行う。

・「五感で感じる保育」

四季やしぜんの力を体感、視覚、聴覚、味覚、触覚、嗅覚に訴える保育の充実を目指す。また、異年齢、異文化との触れ合いも積極的に取り入れた保育を行う。

④施設・事業所の特徴的な取組

- ・元気なあいさつ—保育士が笑顔であいさつをすることで子どもも保護者も元気なあいさつができる。
- ・想像力が豊かになる—絵本コーナーを作り、子どもたち自らが絵本に触れ読んだり見たりする楽しさを知り、その中で創造する力も養われていくようになる。また、朝や帰りに保育士が絵本の読み聞かせを行っている。
- ・リズム遊び—体を動かすことでしなやかな身体作りをしている。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和 2年 8月11日（契約日）～ 令和 3年 7月20日（評価決定日） 【令和 3年 6月10日（訪問調査日）】
受審回数 （前回の受審時期）	11回（平成30年度）

⑥総評

◇特に評価の高い点

◆「地域で選ばれる園」となるために

「想像力豊かな子」に育てるために絵本の有効活用を図り、散歩時に公園でゴミ拾いや草むしりを計画するなど、職員意識の改革に取り組んでいる。職員の意識が変わることによって新たな行動が起こり、園全体の保育の質の向上に繋がっている。新興住宅地の地域特性（待機児童対策）として小規模園が林立しているが、大きな目標である「地域で選ばれる園」となるよう着々と歩を進めている。

◆利用者を尊重する姿勢

子どもを尊重した基本姿勢が「入園のしおり」等に明示されている。子どもの人権について、「子どもを叱る」をテーマにして成功・失敗例を職員全員がレポートし、OJT研修をして園内での共通理解に努めている。職員一人ひとりの意識の変革が園全体の意識向上へと昇華しており、高く評価したい。

◆権利擁護への配慮

子どもの「プライバシー保護規程」やマニュアルが整備され、全職員が社内研修で子どもの権利擁護について学んでいる。夏のプールの時期には子どもの姿を外部の目から遮蔽し、おむつ替えやおもらし時の着替えにも細やかな配慮が見られる。幼児に貸すパンツは新品のものを用意し、返すのも新品で対応しており、子どもの人権を尊重した対応である。

◇改善を求められる点

◆事業計画の策定

園独自の問題点・課題は文書化され、課題管理されているが、それに対応する計画策定までには至っていない。見やすいように各問題点や課題をカテゴリ一別に区分し、園長の思い描く「本来あるべき姿（到達点）」を明確にして、対応期間（期限）や対応者（責任者）を定めて計画の策定に繋げることが望まれる。対応期間が1年未満のものは単年度の事業計画に、複数年度にまたがるものは中・長期計画に盛り込むことが望ましい。

◆アセスメントの重要性

入園時に保護者から集めたアセスメント用紙に記入漏れが目立つ。保護者との面接にて未記入の部分や誤記をチェックする手順となっているが、その確認が曖昧である。アセスメントは保育実践のための最初の情報であり、個別の指導計画を作成するための基本的な資料でもある。子どもと保護者の状況把握をし、実践（食育、虐待の防止等）に役立てるための重要な情報も含んでいる。必要性を再認識し、適切なアセスメントが実施されることを期待したい。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

第三者評価を受審したことで、今やるべき事が明確になってきました。
改善の必要な箇所について見直し、職員とともに選ばれる園になるよう、目標を立てて努めていきます。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果

※すべての評価細目（65項目）について、判断基準（a・b・cの三段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する

【共通評価基準】

評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果	
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。			
I-1-(1)-①	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	保1	① a ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>法人の保育理念・方針が改訂され、保護者へは「園だより」や「保育園のしおり」などを利用して周知している。園内では、法人の保育理念・方針に沿って「あいさつができる子」、「想像力豊かな子」、「たくさん遊び笑顔あふれる子」と園目標を策定し、職員自らが笑顔で挨拶する、絵本を活用した自主性や想像力の育成、遊びの環境整備など、園目標に沿った日々の保育実践に取り組んでいる。</p>			

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果	
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。			
I-2-(1)-①	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	保2	a ・ ② b ・ c
<p><コメント></p> <p>市の指定管理であるため、公立園同様に利用園児の確保など、市の配慮も得られている。事業経営に関しては法人本部が主管となるため、園では地域情報や市の園長会を通じて得た情報を法人本部に報告し、的確な把握・分析ができるように努めている。開発途上の新興住宅地に位置し、近年近隣では小規模保育施設の開園もあり、保育需要や環境の変化なども注視していくことが望まれる。</p>			
I-2-(1)-②	経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	保3	③ a ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>園独自の運営課題については、人員不足や人材育成、地域交流の推進など、現状把握している課題を管理できるように文書化している。人流抑制のために控えている地域交流の一環として、散歩時に近隣公園の草むしりや清掃を計画している。コロナ禍によって昨年度から始まった取組みであるが、今年度はゴミ袋や軍手などを用意するなど、具体的な取組みに発展している。</p>			

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果	
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
I-3-(1)-①	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	保4	a ・ ④ b ・ c
<p><コメント></p> <p>園運営に関する現状の課題の文書化はなされているが、「本来あるべき姿」が明確にされていない。活動を具体化するためにも、現状の課題解決における「本来あるべき姿」を明確にして活動に繋げることが必要となる。文書化されている課題の優先順位や活動期間を考慮し、到達点となる園長の考える「本来あるべき姿」を明確にして、中・長期的な活動計画に落とし込むことが望まれる。</p>			
I-3-(1)-②	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	保5	a ・ ⑤ b ・ c
<p><コメント></p> <p>法人様式を使用して、毎年、年度計画が策定されているが、現状の園運営に関する課題の改善活動は含まれていない。文書化されている現状の課題の中で、短期間（1年以内）で活動できる項目や中・長期計画の中での今年度の活動について、活動評価が出来る基準（数値目標や達成度合い）を明確にして、単年度の活動計画を策定することが望まれる。</p>			

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	保6	① ・ b ・ c
<コメント> 事業計画のうちの行事計画が主になるが、進捗状況や行事実施後の活動評価・見直しを職員会議等を利用して行い、次回の行事開催時の改善に繋げている。地域交流や想像力を育む絵本コーナーの活用など、園独自の課題は園内研修のテーマとして活動し、「園長の思い」を職員全員で具現化するとともに改善に取り組んでいる。		
I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	保7	a ・ ② ・ c
<コメント> 事業計画の概要は入園前の説明会で「入園のしおり」を利用して保護者へ説明し、行事計画は「園だより」を利用して保護者周知に努めている。次年度となるが、パンフレットも写真を取り入れるなど、保護者への理解浸透を図っている。事業計画に関しては保護者の関心も薄い傾向にあるため、子どもの成長に関連付けて説明することで、保護者の関心を高める工夫も望まれる。		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	保8	① ・ b ・ c
<コメント> 園目標の実践により「保育の質の向上」を図っている。年2回の自己評価に基づく面談や日々の保育の中での指導・アドバイスで直接的な表現は避け、気づいていない・意識が欠けている事柄については気づきを与え、自発的な改善に取り組むことができるようにしてる。園長は常に職員に「思い」を伝え、主任がその思いを形として整え、職員が実践出来る環境づくりに取り組んでいる。		
I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	保9	① ・ b ・ c
<コメント> 職員の自己評価や日々の保育実践の評価から、園長の考える「標準的な保育」実践のため、法人の「業務マニュアル」に基づいた独自の手順書の作成を進めている。「必要な支援に至っていない」又は「必要以上の支援をしないよう」、職員とも話し合い、標準的な日常保育の手順書を作成することで園全体の「保育の質の向上」に取り組んでいる。		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果	
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	保10	① a · b · c	
<p><コメント></p> <p>新入職員に関しては、法人の導入研修で園内での役割や責任について周知が図られている。中途採用や短時間職員は法人の導入研修を受講しないため、園内で入社時研修の資料を基に園長が説明して周知を図っている。園長不在時や有事（災害・事故等）における権限委任は園独自の対応手順書に明記され、園長不在で避難訓練や防犯訓練を行うことで職員への理解・浸透を図っている。</p>			
Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	保11	a · ② b · c	
<p><コメント></p> <p>関連する法令や指針の改訂は、法人本部から通知される仕組みがある。法人の園長会では、法令や指針の改訂内容の説明や弁護士を講師に過去の裁判事例などをテーマとした事例検討も行われている。現在は、「働きやすい職場環境づくり」のため、労働関連法令の遵守に努めている。法令・指針の改廃はマニュアルや手順書にも影響するため、関連法令を特定し改訂状況等を確認しておくことが望まれる。</p>			
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	保12	a · ③ b · c	
<p><コメント></p> <p>園長自身の「保育の質の向上」を図る思いを伝え、主任や職員の協力を得て「実践」されるよう努めている。公開保育にも取り組み、職員自身で保育の振り返りなどができるように取り組んでいる。公開保育だけではなく、園内で写真や動画も活用し、職員会議などを利用して客観的な意見やアドバイスが得られる場を作る工夫を期待したい。</p>			
Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	保13	④ a · b · c	
<p><コメント></p> <p>情報システムの導入などにより、保育以外に掛かる職員の事務量軽減を図っている。日常保育はタブレット端末を利用してオンタイムで情報発信するなど、保護者からも好評を得ており、職員の業務効率化も図られている。人員状況の厳しい中、短時間職員など非常勤職員の協力も得ながら、事務時間の確保や開催行事の手順の見直しなど、業務の実効性を高める取組みを継続している。</p>			

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果	
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			
Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	保14	⑤ a · b · c	
<p><コメント></p> <p>毎年秋に次年度に向けての職員の意向調査を行い、必要に応じて法人本部で採用活動を行っている。年度途中で退職や休業に対しては、中途採用や非正規職員の採用で賄われている。園内でも職員募集のポスターを掲示したり職員の紹介制度を利用した採用活動に努めている。採用状況の厳しい中、離職を予防するための「働きやすい職場環境づくり」に取り組んでいる。</p>			
Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	保15	⑥ a · b · c	
<p><コメント></p> <p>法人として保育人材の育成ビジョンを明確にし、職員一人ひとりの保有資格や研修受講履歴は情報システムを利用して管理されている。情報システムは、職員配置や昇格・昇給など処遇改善にも活用されている。「目標管理シート」を利用し、半期毎に個人目標を設定して定期的な面談を行い、進捗状況を確認するとともに活動評価により職員一人ひとりの人材育成に繋げている。</p>			

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	保16	㉠ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>担当クラスによる事務量の偏りや早朝・長時間保育対応など、短時間パート職員やアルバイト職員を活用して対応している。園長が時間外労働時間や業務内容を把握できるように時間外労働は事前申請を原則とし、有給休暇取得は本人希望が優先されている。「働きやすい職場環境」をつくるには非正規職員の協力も不可欠であり、適宜声を掛けて就業状況や意向を把握している。</p>		
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	保17	a ・ ㉡ ・ c
<p><コメント></p> <p>法人作成の「保育人材育成ビジョン」に沿った人材育成に取り組んでいる。職員一人ひとりの年間活動目標を定め、「自己評価シート」による個人面談を行い、上司の評価をフィードバックすることで次年度への目標設定・育成に繋げている。職員個々に設定する目標は「努力目標」ではなく、活動評価ができる数値目標や達成度合いを明確にしておくことが望まれる。</p>		
II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	保18	㉠ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>市の年間計画による階層別研修や法人内の年間計画による階層別・職務職能別研修が受講でき、法人の「保育人材育成ビジョン」に沿った教育・研修体系が整っている。研修は集合研修のほか、オンタイムでのWEB研修や録画配信による研修など、多様な受講形態が用意され、受講者の要望や必要に応じて非常勤職員の受講参加も可能として、園全体の「保育の質の向上」に取り組んでいる。</p>		
II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	保19	㉠ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>法人内で行われる研修は全園対象となるため、自由参加となるキャリアアップ研修は人数制限のために参加できないカリキュラムもある。研修受講後、受講者は研修レポートを作成し、受講内容によっては職員会議等を利用して研修報告をしている。外部機関からの研修案内は、スタッフノートやミーティングを利用して回覧・周知するとともに個人的な声掛けにより参加を促している。</p>		

II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	保20	a ・ ㉡ ・ c
<p><コメント></p> <p>コロナ下にあっても、養成校からの要請を受けて実習生の受入れを行っている。受入れに際しては、法人の「実習生受け入れガイドライン」に則って実習生とのオリエンテーションを行い、職員には実習日程や注意事項等の確認などを事前に行っている。実習生受入れの目的には、「保育人材の育成」の他に「保育人材の確保（採用）」もあることを念頭において対応することが望まれる。</p>		

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	保21	a ・ ㉡ ・ c
<p><コメント></p> <p>市のホームページの他に園独自でホームページを開設し、保育理念や保育内容、ブログ機能を利用した「園の様子」などを公開している。近年では、園内で子どもの特性により「手が出る」、「輪に入れない」などによる苦情・相談が寄せられているが、それらにも個別に適切に対応している。公開・公表する情報の内容によっては、園舎や施設を利用した情報公開の方法も工夫・検討しておくことが望まれる。</p>		
II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	保22	㉠ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>市の規定や法人の「職務分掌規程」に基づいて起案者と承認者を分け、取引事業者も市や法人の紹介や施工業者として適正な事業運営がなされている。備品等の購入は、園長と主任が常にダブルチェックを行い、間違いの予防に努めている。県の年1回の監査の他、財務や業務に関して法人内で毎月抜き打ちの業務監査が行われ、指摘された事項は職員にも周知して都度改善を図っている。</p>		

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果	
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	保23	① a ・ b ・ c	
<p><コメント> 高齢者施設や小学校などの地域資源との交流はコロナ禍により実施できていないが、新たに散歩や地域の公園利用時にゴミ拾いや草むしりを計画するなど、「近隣地域」を意識した活動を行っている。「地域に根ざした保育」を実践し、「地域で子どもを育てる環境」づくりに取り組んでいる。</p>			
II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	保24	① a ・ b ・ c	
<p><コメント> 「ボランティア受入ガイドライン」に沿い、中学校の職場体験の受入れを継続している。他園であるが、職場復帰を目的とした社会人のボランティア受入れも行っている。園への訪問規制の解除が前提とはなるが、昆虫など生物の育成、花壇などの施設整備や保全、本の読み聞かせなど、保護者や近隣住民の協力も得ながら、子どもへの負担も考慮してボランティアを活用する計画を立てている。</p>			
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	保25	① a ・ b ・ c	
<p><コメント> 地域の関連機関を一覧表化し、市の保育課を通じて保健センター・支援室、児童相談所などの関連機関と連携して適切な対応ができるように取り組んでいる。園内に子育て支援センターが併設され、懸念・問題のある家庭に対しては連携した適切な対応が可能となっている。子どもが穏やかに過ごせるように、虐待やネグレクトなどの兆候を見逃さないように努めている。</p>			
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。			
II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	保26	a ・ ① b ・ c	
<p><コメント> 市との連携や子育て支援センターとの交流、小学校との連絡会、保護者や近隣地域とのコミュニケーションから地域の福祉ニーズの把握に努めている。過去には地域の子どもの数などを基にクラス定員の見直しなど、クラス編成の変更なども行っている。地域の福祉ニーズの把握には、地域情報に詳しい自治会や民生委員などとの情報交換も有効であり、幅広く交流・情報交換していくことが望まれる。</p>			
II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	保27	a ・ ① b ・ c	
<p><コメント> 園内併設の子育て支援センターで、栄養相談や保育相談、遊びの広場などの子育て支援活動を行い、地域の未就園児親子を中心に利用がある。近隣住民が園に設置されたAEDを利用した事例があり、近隣公園の散歩時の清掃・草むしりなどを計画している。保育士や栄養士などの専門的な人的資源を活用し、情報提供や広域災害時での活動支援など、公益的な活動を検討・実施していくことが望まれる。</p>			

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果		
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。				
Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	保28	a	⑥	c
<コメント> 理念や基本方針を玄関・事務室に掲示し、「入園のしおり」にも記載している。昨年度見直された新しいリーフレットは記載漏れの箇所があり、保育園選択の資料となるものでもあり、適切に記載することが望ましい。子どもの人権について、「子どもを叱る」というテーマで成功・失敗例を参加者全員がレポートし、OJT研修した今年度の取組みは、次年度も継続する計画としている。				
Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	保29	①	b	c
<コメント> 「プライバシー保護規程」やマニュアルを整備し、全職員が社内研修を受講している。連絡帳の表紙に子どもの好きなシールを貼り、本人にも分かるようにして間違いを防いでいる。園舎は外部から見やすく、水遊び時は日よけも兼ねて寒冷紗等で覆い、屋上のプールも同様としている。おむつや失禁時の着替えにも配慮し、園で貸すパンツは新品、返却も新品で対応している。				
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。				
Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	保30	a	⑥	c
<コメント> 保育所選択に必要な情報としてホームページやリーフレットがあり、資料は市役所に置かれている。リーフレットは昨年見直しを行い、カラー印刷となった。園内の子どもの姿や行事参加の様子を写真入りで紹介し、イメージが湧きやすい。一部文字が小さい箇所があり、より園の理解が進むような情報の提供が望ましい。保育理念・保育方針が記載されておらず、次回改訂時に追記することが望まれる。				
Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	保31	a	⑥	c
<コメント> 入園式で「保育園のしおり」や「重要事項説明書」等を使って説明し、保護者から同意書を得ている。コロナ対応等、緊急の変更時には掲示や配信等でも知らせている。配慮を必要とする保護者には、降園時に顔を見て伝えているがルール化されていない。担任が対応困難な場合は主任や園長に相談し、適切な説明を行っている。ルールを定め、手順を明文化して適切な運用を図りたい。				
Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	保32	a	⑥	c
<コメント> 市内への転園は保育の継続性に配慮した手順と引継ぎ項目が明文化されているが、市外転園は引継ぎ文書は渡されていない。転園先から資料を求められれば送付するが、要求がなくても「日本スポーツ振興センター災害共済」加入の有無は知らせられたい。卒園した子どもの保護者には、口頭で継続して相談できることを伝えているが、相談方法や担当者の説明内容を記載した文書を渡すことが望ましい。				
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。				
Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	保33	①	b	c
<コメント> アンケートを行事ごとに行って満足度を確認していたが、行事等の中止や縮小のためアンケート実施は運動会のみとなった。自由記述欄には「諦めていたが実施してくれた」、「席順に配慮」、「子どもの成長が感じられた」など、感謝の言葉が寄せられた。コロナ対応によって保護者への集計結果のフィードバックに時間を要したが、次回につながる貴重なアンケートとなった。				
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。				
Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	保34	①	b	c
<コメント> 苦情解決の体制が整備され、「重要事項説明書」に記載し、玄関・事務所にも掲示されている。意見箱の活用を図るため、記入用紙の見直しを行った。評価日当日は強風のため、意見箱は事務室に置かれていた。苦情は1件あり、保護者と担任とのコミュニケーション不足から発生している。これを改善するため、コミュニケーションの取り方、伝え方について勉強会を行う予定である。				

Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	保35	① ・ b ・ c
<p><コメント> 相談や意見が述べたい時の手段として、懇談会や連絡帳、アンケート等幅広く用意しており、「重要事項説明書」や「入園のしおり」等に記載している。玄関にも掲示し、保護者周知を図っている。コロナ禍で行事等の縮小・中止もあり、保護者との接点は少なくなっている。話のしやすいスペースの確保として、事務室や子育て支援室を利用し、相談している姿が見えないよう配慮している。</p>		
Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	保36	a ・ ② ・ c
<p><コメント> 保護者からの相談・意見・要望等を受けた時は「クラスノート」の個々のページに記入しているが、クラス単位で終わっている。意見箱の設置を望む保護者もいるが、投函の実績に乏しく、設置継続を検討中である。今までに寄せられた意見を整理し、受けた際の対応手順等を定めることが望まれる。服装に関する意見に対し、安全面から園の方針を伝えて理解を得たこともある。</p>		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な保育の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	保37	① ・ b ・ c
<p><コメント> リスクマネジメント委員会が設置され、他園での事故事例を職員に周知している。積極的とは言い難いが、ヒヤリハットの取組みはある。担任が遊具の安全点検を毎日行い、散歩はマップを作成して事故防止に役立っている。防犯訓練・避難訓練を行い、長時間保育の避難訓練には保護者の参加もある。安全確保・事故防止に関する研修は、個人が受けた資料を参考に積極的に横展開している。</p>		
Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	保38	a ・ ② ・ c
<p><コメント> 感染症対策の管理体制が整備され、市や法人からのコロナ関連の情報が掲示されている。保護者への情報提供として症病名と罹患人数が掲示されているが、注意喚起や予防の参考になる一文の掲示を期待したい。経験の浅い職員には、嘔吐や下痢の処理を含めた感染症に関する勉強会の実施が望まれる。「保健便り」を毎月発行し、時季に合ったテーマ「夏のマスクの使い方」等、予防や注意喚起をしている。</p>		
Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的にしている。	保39	a ・ ② ・ c
<p><コメント> 災害時対応体制を定め、安否確認や避難訓練・CPR訓練等を行っている。保育を継続するための対応策として「災害マニュアル」を作成中である。防災体制は整っているが、子どもの安全確保のために地域と連携して訓練を行うことが望ましい。前回の受審では、備蓄リストや点検記録に不備があったが、今回は責任者を定めて点検記録も残されていた。食品や薬品等を、項目別に整理する事が望まれる。</p>		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	保40	① ・ b ・ c
<p><コメント> 標準的な実施方法は「業務マニュアル」として文書化されている。分厚い資料から瞬時に必要な内容を見つけ出すことは容易でないことに気づき、誰もが必要時に閲覧出来るようなマニュアルにするために項目の追加や加筆の整備を始めている。この見直しでは、職員の誰もが行う基本的な部分を共通化し、統一的に実践出来るような実施方法の明文化を目指している。</p>		
Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	保41	① ・ b ・ c
<p><コメント> 前回の第三者評価の受審後、既存の実施方法を項目ごとに見直し、実施方法の文書化を進めている。保育現場の職員の見直しの結果が、既に指導計画に反映されている。今後の取組みの中で、保護者の意見や提案も標準的な実施方法に組み込んでいく計画である。今回の見直しの成果として、自分達でまとめ上げた生きた保育の手引書が完成することを期待したい。</p>		

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。			
	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	保42	a ・ ㉞ ・ c
<コメント> 保護者が記入したアセスメント用紙は、入園申請用紙配付時に受け取っている。入園決定後の面接時に、園で記入漏れ等を確認する手順であるが、記入漏れが随所に目立つ。アセスメントは保育に必要な最初の情報であり、個別の指導計画を作成するための基本となる資料である。子どもと保護者の状況を把握し、実践に役立てる情報でもある。必要性を再確認し、適切なアセスメントの実施が望まれる。			
	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	保43	a ・ ㉞ ・ c
<コメント> 指導計画の評価・見直しを、週末、月末、年度末に行い、次の指導計画に活かしている。年計画は期中の9月頃に見直しが必要であるとして、次年度から9月に見直す事にした。標準的実施方法に反映させる内容や保護者ニーズに対する支援、保育の質の向上に関する内容等を明確にし、記録に残すことが望まれる。また、コロナ下での緊急な変更は、市や法人の指示の下に動くことの明文化が望まれる。			
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。			
	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	保44	㉠ ・ b ・ c
<コメント> 記録する内容に差異が生じないよう、経験の浅い職員には記録の書き換えや訂正の指導をしている。しかし、保育実践場面では子どもとの大切な関わり中でもあるので、指導のための声掛けは保育終了後に行っている。また、必要な情報は月1回の職員会議で共有している。子ども一人ひとりの記録のファイリング方法を、今後の検討課題として認識している。			
	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	保45	a ・ ㉞ ・ c
<コメント> 「個人情報保護規程」が整備され、子どもの記録は適切に保管されている。記録の管理に関して、職員全員が研修を受けており、保護者には「重要事項説明書」で説明して同意書を得ている。個人情報の漏洩に対する対策や記録の保存・廃棄等は、市や法人の定めに準じて行っており良好である。子どもに関する情報を開示するための規程が未整備であり、今後の必要性からも整備が望まれる。			

【内容評価基準】

A-1 保育内容

		第三者評価結果		
A-1-(1) 保育の全体的な計画の編成				
A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育の全体的な計画を編成している。	保46	a	ⓑ	c
<p><コメント></p> <p>「保育の全体的計画」の編成に関わる職員は、園長と主任、年次のリーダー等である。特色を出したのは「異年齢との関わりを大切にした保育」である。そのことを、リーフレットにも記載されたい。見直しは年度末に1回行っているが、見直しの内容の評価が次年度になることから、今後は年2回の見直しを予定している。見直しの内容、改善された事項等は記録に残すことが望まれる。</p>				
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開				
A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	保47	Ⓐ	b	c
<p><コメント></p> <p>暑さとコロナ禍対策として新たに園庭に砂場を作り、遊戯室を絵本コーナーにして密にならないよう、安全性にも配慮している。各部屋に温湿度計があり、毎日記録して適切な温湿度の管理に努めている。寝具は園で月1回消毒をし、子どもが心地よく過ごすことが出来るよう心掛けている。</p>				
A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	保48	Ⓐ	b	c
<p><コメント></p> <p>子ども理解を深めるため、「否定的な言葉を使用しない、職員自身が余裕を持つ」として取り組んでいる。余裕がないと、つい急かす言葉や制止する言葉が出てしまうとのことであるが、評価日当日、子どもたちは穏やかに過ごし、職員も大きな声で接する場面を目にすることはなかった。受容・共感すると共に、子どもの声を聞く姿勢や態度を大切にしたいと取り組まれている。</p>				
A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。	保49	Ⓐ	b	c
<p><コメント></p> <p>生活習慣の習得にあたり、子どもの自分でやろうとする気持ちを尊重している。とは言え、衣服の前後や靴の左右等、習得の初期の時期には職員の援助も必要である。養護と教育の一体化が保育の特性でもあるので、子どもが理解できるような働き掛けを今後も継続されたい。コロナ下ではあるが、保護者と十分な情報交換を行って援助の仕方を双方で確認している。</p>				
A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	保50	Ⓐ	b	c
<p><コメント></p> <p>地域の人との関わりが持てる機会として、地域の伝統行事体験である「花もちづくり」や「おこしものづくり」が行われている。今年度は、コロナ禍により実施は検討中である。モリコロパーク主催の「森の伝道師」が近隣の公園で催された。身近な自然を利用し、クイズ形式での遊びがいつしか子どもたちを遊びの虜にした。今後も計画に入れ、子どもの遊びを豊かにしたいと考えている。</p>				
A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保51	a	ⓑ	c
<p><コメント></p> <p>育児相談として、「断乳」や「離乳食対応」について「完了はいつ頃か？」等が寄せられている。しかし、記録には残されておらず、記録に残す基準等をルール化することが望ましい。連絡ノートは複写式であり、表紙に子どものお気に入りのシールや写真を貼り、子ども本人にも分かるようにした。</p>				
A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保52	Ⓐ	b	c
<p><コメント></p> <p>1・2歳児の噛みつきやひっかきなどはない。部屋が広いのでコーナーを設け、コロナ下でも密にならない配慮が、相乗効果をあげている。噛みつきやひっかき等の怪我の対応は、被害者と加害者双方の保護者に知らせる方針である。複数担任制で、フリーの職員がいる時間を使って話し合いを行っている。口唇期、玩具の消毒は週1回行い、評価日当日も消毒された玩具が廊下に並べられていた。</p>				

A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保53	㉑ ・ b ・ c
<p><コメント> 子どもたちが取り組んで来た共同的な活動が、今年度は中止や縮小を余儀なくされ、保護者の参加制限の中行われた。子どもたちの健康と安全に配慮し、しばらくはこの状況を受け入れる方針である。コロナ下ではあるが、地域の方への手紙づくりや園付近のゴミ拾いを計画している。これらが、子どもたちの主体的な生活の基礎を培うこととなる。</p>		
A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保54	a ・ ㉒ ・ c
<p><コメント> 障害名がついている子どもや気になる子どもが数名いる。個別の指導計画とクラスの指導計画が作成され、統合保育を行って記録を残している。担当職員は障害についての知識や理解があり、専門機関への相談や助言も受けている。市の発達センターとも連携を取り情報を得ている。昨年度のリーフレットには「サポート保育」を記載していたが、改訂した新版にも記載することが望ましい。</p>		
A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保55	a ・ ㉓ ・ c
<p><コメント> 保育の連続性に配慮した長時間指導計画はなく、現在作成中である。家庭的でゆったり過ごすため遊戯室に絵本コーナーを用意したが、コロナ禍により閉めざるを得なかった。対応策として、絵本の紹介を事務室から外に見えるように展示し、保護者に提供した。職員間の引継ぎはノートに記入され、そのノートの内容を保護者に伝えている。ゴザを敷く等で、ゆったり感を補っている。</p>		
A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	保56	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント> コロナ禍により、今年度小学校との交流はできなかった。市では小学校教諭と保育園の職員等との連絡協議会は開催されておらず、意見交換や合同研修の機会もない。「保育所児童保育要録」は市に小学校ごとのボックスがあり、そこへ提出することとなった。その後、小学校教諭が子どもの様子を見に来て意見交換をしている。「幼児期の終わりまでに育って欲しい姿10」の、小学校との共有が望まれる。</p>		
A-1-(3) 健康管理		
A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	保57	a ・ ㉕ ・ c
<p><コメント> 「健康管理マニュアル」が整備され、SIDS（乳幼児突然死症候群）対応は「午睡時チェック表」に記録されている。年間保健指導計画は4期で作成し、「保健だより」は毎月発行されている。6月には「歯と口の健康習慣」を取り上げている。家庭で受診する予防接種等には積極的に関与せず、接種状況は把握されていない。アセスメントを基に、予防接種等の情報の把握が求められる。</p>		
A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	保58	㉑ ・ b ・ c
<p><コメント> 健康診断が実施されるのは、内科・歯科・眼科である。保護者へは紙ベースで結果を知らせている。健康診断結果を保育計画に反映させ、紙芝居や絵本等で子どもに予防法を教えている。家庭での生活に活かせるよう、保護者にも歯磨きの勧めをしている。コロナ下ではあるが、今出来る方法を見つけて、子どもたちの健康を守っている。</p>		
A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	保59	a ・ ㉖ ・ c
<p><コメント> アレルギー児には医師の診断・指示に沿って対応し、半年に1回健診を受けている。保護者との話し合いには栄養士も参加し、職員はエピペンまで習得している。他児とはトレーや食器の色を変え、調理員と連携して誤食を起こさないよう配慮している。アレルギー児が、皆と一緒に食べられる献立も検討されたい。他児や保護者に、アレルギーに対する理解を図る取組みを期待したい。</p>		
A-1-(4) 食育、食の安全		
A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	保60	㉑ ・ b ・ c
<p><コメント> 食育計画は年各齢ともに4期で作成し、乳児のみ月例で計画している。5歳児は野菜の種まきを経験した。コロナ禍により中止となったが、育てた野菜を収穫し、旬の野菜を使ってお菓子作りをする計画もあった。給食やおやつ食材として活用しており、子どもは食についての関心を深めている。「給食便り」で、離乳中期から発達段階に応じた調理法や献立、レシピを紹介し、家庭との連携を図っている。</p>		

A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	保61	① ・ b ・ c
<p><コメント> 給食のサンプル展示は保護者から好評を得ており、園の食育への意気込みと保護者の食への関心の高さがうかがえる。コロナ禍の対応として、職員は子どもと一緒に食事を取らず、介助や指導のみの対応である。新たな試みではあるが、一方では子どもの姿が良く見えるという気づきもある。サンプル展示を見て親子の会話が弾み、保護者は子どもが美味しく食べている事を感じ取っている。</p>		

A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2-(1) 家庭と綿密な連携		
A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	保62	① ・ b ・ c
<p><コメント> コロナ禍によって保育参観は中止とし、個別懇談会は希望者だけを対象に短時間で終える配慮をした。従来の方法と比較すれば十分でないという声もあるが、話し合う内容を事前に考えて効率よく行い、懇談記録も残している。園と保護者との情報交換は、送迎時の会話や連絡ノート、ハグノート（電子媒体）等であり、内容により相談室で個別対応をして良好な関係を維持している。</p>		
A-2-(2) 保護者の支援		
A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	保63	a ・ ② ・ c
<p><コメント> 園の特性を活かした保護者支援として子育て相談に対応している。担任等がクラスノートに個人ページを設け、「意見」や「相談」、「連絡」等を記載しているが、意見や相談等の内容は記録していない。相談を受けた職員が適切に対応出来るよう、また助言が受けられるような体制の構築が望まれる。後日の追跡のためにも記録の重要性を認識して取り組み、保護者支援の充実を図りたい。</p>		
A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	保64	① ・ b ・ c
<p><コメント> 現在、虐待等権利侵害の疑いのあるケースが1件ある。毎日兆候を見逃さないように様子を把握し、チェックして情報を記録している。保護者の持つ多様な背景を可能な限り把握し、家庭での虐待等権利侵害の早期発見・早期対応に心掛けている。前回受審時にはマニュアルを活用した研修が未実施であったが、今回は研修を行って記録を残しており、職員意識の喚起が図られている。</p>		

A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果
A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)		
A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	保65	a ・ ② ・ c
<p><コメント> 自己評価を年4回定期的に行って自らの保育実践を振り返っているが、自己評価がここで終わっている。自己評価に基づいて保育の改善や専門性の向上に取り組んでいるが、他の職員との互いに学び合う場にはなっていない。職員の自己評価を個人的な評価で終らせず、園全体の課題抽出にも繋がるよう仕組みづくりを期待したい。</p>		